

奄美群島日本復帰 70 周年ロゴマーク使用ガイドライン

奄美群島日本復帰 70 周年ロゴマークを使用するためには、商用・非商用を問わず、事前に奄美群島広域事務組合へ申請し、許可を受ける必要があります。このガイドラインをご確認のうえ、規定の書類で申請してください。

1. デザイン使用のルール

ロゴマークを使用する場合には、下記の事項を遵守してください。

- ① ロゴのタイプ・コピーを変更しない。
- ② 要素をバラバラに組み合わせたり、指定以外の位置関係や大きさで使うことは避ける。
- ③ 各要素の文字を他のフォントで代用しない。
- ④ 他の要素を加えて表示しない。
- ⑤ 色や明度が紛らわしい背景の上に表示するなど、明らかに視認性を損なうような表示は避ける。
- ⑥ ロゴにテーマカラー以外の色を使用したり、要素ごとに色を変えて表示することを避ける。
- ⑦ 縦横4cm以下での使用はしない

2. 使用規定の概要

奄美群島日本復帰 70 周年ロゴマークを使用するにあたっては、商用・非商用を問わず必ず事前に奄美群島広域事務組合へ申請し、許可を受ける必要があります。ただし、下記いずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ① 奄美群島広域事務組合又は奄美群島 12 市町村が主体的に実施する事業において使用するとき。
- ② その他事務局長が認めたもの。

※次の場合には、使用できません。

- ・ 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・ 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・ 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- ・ 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・ 奄美群島広域事務組合、若しくはロゴマークの品位を損なう使用内容である場合。
- ・ 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- ・ 「1. デザイン使用」のルールが守られていないとき。

・ その他事務局長が使用について不相当と認めたとき。

※ 上記に反した場合は、直ちに使用を中止していただきます。また、使用を中止した際に発生する損害・費用に対し、奄美群島広域事務組合は一切負担いたしません。

※ ロゴマークの商標登録・意匠登録その他の一切の登録を禁じます。

※ 不明な点は奄美群島広域事務組合までお問い合わせください。

【事務局】

〒894-0023

鹿児島県奄美市名瀬永田町 18-6

奄美群島広域事務組合奄美振興課

電 話:0997-52-6032(直通)

F A X:0997-52-9618

メール: kouiki@amami.or.jp

amamikouiki@amami.lg.jp